

訂正

統計課資料第1628号

記者発表資料
令和8年5月1日
企画部統計課人口生活班
担当：寺嶋・東
電話：022-211-2455

宮城県推計人口（令和8年4月1日現在）について

令和8年4月1日の推計人口について、下記のとおり推計し令和8年4月30日付で公表したところですが、一部修正がありましたのでお知らせします。

なお、推計人口は、総務省統計局が公表した令和2年10月1日現在の国勢調査の確報値を基礎とし、その後の住民基本台帳法の届出（転入・転出、出生・死亡）に基づき算出しています。

○本県の推計人口 **2, 217, 250**人（詳細は別紙1・2のとおり）

前月に比べ **6, 024**人減少（自然 ▲1, 637 社会 ▲4, 387）

前年同月に比べ **15, 194**人減少

○人口増の主な市町村

1位 大和町 52人（自然 ▲11 社会 63）

○人口減の主な市町村

1位 仙台市 ▲2, 251人（自然 ▲510 社会 ▲1, 741）

2位 石巻市 ▲543人（自然 ▲150 社会 ▲393）

3位 大崎市 ▲425人（自然 ▲140 社会 ▲285）

※修正箇所は赤字部分です。



【参考 1】推計人口の利用にあたって

(1) 推計方法

総務省統計局が公表している令和 2 年 1 0 月 1 日現在の国勢調査（**確報値**）の人口を基礎とし、「住民基本台帳法」に基づき届出等があった出生・死亡・転入・転出者等の数を加減して算出している。

$$\begin{aligned} \text{推計人口} &= \text{国勢調査人口} + \text{住民基本台帳に基づく日本人及び外国人の自然増減（出生－死亡）} \\ &\quad + \text{住民基本台帳に基づく日本人及び外国人の社会増減（転入－転出）} \end{aligned}$$

(2) 推計人口と住民基本台帳に基づく人口の相違

推計人口の基礎となる国勢調査人口は、3 か月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている全ての人を対象としているが、住民基本台帳人口は住民登録されている日本人及び外国人を対象としている。

(3) 広域圏の区分

仙南圏（白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡… 2 市 7 町）

仙台都市圏（仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡… 6 市 7 町 1 村）

大崎圏（大崎市、加美郡、遠田郡… 1 市 4 町）

栗原圏（栗原市… 1 市）

登米圏（登米市… 1 市）

石巻圏（石巻市、東松島市、牡鹿郡… 2 市 1 町）

気仙沼・本吉圏（気仙沼市、本吉郡… 1 市 1 町）

【参考 2】宮城県企画部統計課HP <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>